

大野町総合町民センター ネーミングライツ事業 募集要項

1 募集目的

大野町総合町民センターは、町民の教育、芸術及び文化の振興並びに福祉の増進を図ることを目的として設置された、本町の生涯学習及び文化活動の中核を担う施設です。

施設内には、ふれあいホール、多目的ホール、会議室等の貸館機能のほか、大野町立図書館を備えており、講演会、研修会、文化芸術活動、各種会議、式典及び地域交流事業など、幅広い用途に利用されています。

また、ふれあいホールには、世界最高峰と称されるスタンウェイ社製フルコンサートピアノに加え、ヤマハ社製フルコンサートピアノを常設。さらに残響可変機能を持つ本格的な音響・照明設備を完備し、クラシックコンサートや式典などで良好な音響効果を発揮するホールとして評価されています。

一方で、施設サービスの維持・向上及び持続可能な施設運営を進めるためには、新たな財源の確保と民間事業者との連携による施設の付加価値向上が求められています。

このため、町有施設の愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を付与し、民間資金を導入することで、施設の維持管理及びサービスの充実を図るとともに、命名権者（以下、命名権者をネーミングライツパートナーと称する。）との協働により、施設の認知度及び魅力の向上につなげるものです。

つきましては、本事業の趣旨に賛同し、大野町総合町民センターの魅力向上及び地域の活性化にご協力いただける「ネーミングライツパートナー」を募集します。

2 対象施設

名 称 大野町総合町民センター

所在地 大野町大字黒野 9 9 0 番地

3 導入のメリット

(1) ネーミングライツパートナー企業等にとって

① PR効果が期待できます。

命名した愛称が、町の広報活動やイベントの開催等を通じてメディアへ露出することにより、企業名や商品名の宣伝効果が期待できます。

② 地域活性化に貢献できます。

愛称を付けた施設を利用した魅力あるイベント等の実施により、地域の経済、観光、産業の活性化に貢献できます。

③ イメージアップにつながります。

施設の愛称や地域活性化策を通じて、企業や商品のイメージアップにつながります。

(2) 町民・町にとって

- ① 施設の維持管理等のための安定的な財源確保につながります。
- ② その財源の活用により、施設利用者・町民サービスの向上が期待できます。

4 募集条件

町は、原則として次の条件でネーミングライツパートナーを公募するものとします。

(1) 契約期間

原則、契約期間は3年以上5年以下とします。

更新については、優先交渉権があります。

(2) 命名権料

年額200万円以上（消費税及び地方消費税は別途）

※年額200万円以上を希望価格としますが、応募者は希望価格未満でも提案することができます。

(3) 命名条件

- ・公共施設にふさわしい愛称とし、施設の設置目的がイメージでき、親しみやすさや呼びやすさなど、町民の理解が得られるものとします。
 - ・本施設については、ネーミングライツ事業の募集と併せて、指定管理者の募集を実施しています
 - ・指定管理者が決定した場合は、施設の運営に係る看板、印刷物その他必要な事項について、町及び指定管理者と協議及び調整を行っていただきます。
 - ・看板等の色彩やデザインについて、事前に大野町教育委員会生涯学習課と協議及び承諾を受けてください。
 - ・施設名称の表示変更は、町が必要と認める既存看板等の範囲内で行うものとします。
 - ・愛称の使用にあたっては、愛称の周知に努めるほか当分の間は町条例に規定する施設名称を併記するなど利用者が混乱しないように配慮することとします。
 - ・提案のあった愛称案については、原則、応募者の都合による変更は認めません。
 - ・公共の施設の愛称として不適切なものは使用を認めないこととします。
- 例示すると、次のとおりです。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- ③ 政治活動に関するもの
- ④ 宗教活動に関するもの
- ⑤ 社会問題の主義及び主張に関するもの
- ⑥ 個人の名刺広告に関するもの
- ⑦ 人権を侵害するおそれのあるもの
- ⑧ 著作権、商標権その他の知的財産権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ⑨ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれのあるもの

- ⑩ 射幸心をそそるもの（宝くじ及びスポーツ振興くじを除く。）
- ⑪ 町政運営に支障を及ぼすおそれのあるもの
- ⑫ たばこの販売促進に関するもの
- ⑬ 企業等のロゴ及び特殊な字体を使用したもの
- ⑭ 競馬法（昭和２３年法律第１５８号）に規定する競馬、自転車競技法（昭和２３年法律第２０９号）に規定する自転車競走、モーターボート競走法（昭和２６年法律第２４２号）に規定するモーターボート競走又は小型自動車競走法（昭和２５年法律第２０８号）に規定する小型自動車競走に係るもの
- ⑮ 美観風致を害するおそれがあるもの
- ⑯ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ⑰ 虚偽であるもの又は誤認されるおそれがあるもの
- ⑱ その他表記する愛称として町長が適当でないと認めるもの

(4) 費用負担

名称の変更に伴う広告物等の表示変更については、次のとおりとします。

なお、契約終了後の原状回復についても同様とし、ネーミングライツパートナーの費用負担については、命名権料とは別に負担していただくものとします。

区 分	大 野 町	ネーミングライツ パートナー
敷地内外の看板表示等の変更（※１）	—	○
ネーミングライツパートナーが変更・新設した名称表示板等の維持管理	—	○
愛称使用期間終了に伴う原状回復（※２）	—	○
パンフレット、封筒などの印刷物（※３）	○	—
施設ホームページの表示変更	○	—

※１ 敷地外、道路標識等の表示変更は、町や関係機関と協議の上、可能な表示について行っていただきます。

また、新規の名称表示板等の設置については、設置の可否も含めた協議が必要です。

※２ 当該施設のネーミングライツを継続実施しない場合は、愛称使用期間満了後、速やかに原状回復していただきます。町がネーミングライツを継続実施し、新たなネーミングライツパートナーが選定された場合は、新旧のネーミングライツパートナーと協議のうえ、表示変更の時期を決定していただきます。

※３ 印刷物については、残部数や改定時期などを考慮しながら、変更時期について協議していきます。

(5) 応募資格

法人を対象としますが、公共の施設としてのイメージが損なわれるおそれがあるなど命名権を取得させることが適当でないと認められる者は対象外とします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- ② 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っているもの
- ③ 大野町建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（平成26年要領第1号）の規定に基づく資格停止措置を受けているもの
- ④ 町税その他の租税を滞納している又は正当な理由なく町に対する債務を履行していないもの
- ⑤ 政治団体
- ⑥ 宗教団体
- ⑦ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業を営むもの
- ⑧ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業を営むもの（銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定するものを除く。）
- ⑨ 大野町暴力団排除条例（平成24年大野町条例第1号）第2条第1号から第3号に規定する暴力団及び暴力団員等で構成される法人等又は団体
- ⑩ 大野町暴力団排除条例施行規則（平成24年規則第31号）第2条各号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの
- ⑪ 指定管理者制度導入施設にあっては、命名権導入時点の指定管理者の事業内容等と競合する事業を行うもの。ただし、命名権導入時点の指定管理者及びその関連企業を除く。
- ⑫ その他町長が適当でないと認めるもの

5 募集方法

(1) 提出書類

- ① ネーミングライツパートナー申込書（別紙様式1）
- ② 会社概要（別紙様式2）
- ③ 直近3か年の財務状況を明らかにする書類及び業務の内容を明らかにする書類
- ④ 登記事項証明書（商業登記簿謄本、現在事項全部証明書）
- ⑤ 印鑑証明書
- ⑥ 法人税、法人事業税、法人県民税、市町村税、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類
- ⑦ 法人役員名簿（別紙様式3）
- ⑧ 誓約書（別紙様式4）
- ⑨ 大野町との関わり、地域貢献や文化・スポーツ等に対する支援の実績及び今後の計画等（別紙様式5）

(2) 提出部数

正本１部、副本８部

(3) 募集期間

令和８年８月２０日（木）から令和８年１０月２０日（火）まで

※郵送の場合は必着とします。

※持参の場合は庁舎開庁日の午前８時３０分から午後４時３０分まで受け付けます。

(4) 応募・問い合わせ先

大野町教育委員会 生涯学習課

〒５０１－０５９２ 岐阜県揖斐郡大野町大字大野８０番地

電話番号：０５８５－３５－５３７９ FAX：０５８５－３４－３３３４

E-mail：shougai@town-ono.jp

(5) 質問の受付

受付期間 令和８年８月２０日（木）から令和８年９月１０日（木）まで

受付方法は、郵送、FAX、E-mailにより受付します。

回答方法は、電子メールにて回答します。

(6) その他

- ① 応募に要する経費等は、すべて応募者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返却しません。
- ③ 提出された書類は、情報公開請求により開示することがあります。

6 選定の方法

選定委員会を設置して、別紙「審査方法」の基準により、応募資格、経営状況、法令遵守、地域貢献、愛称案、応募金額、応募期間等を総合的に審査し、候補者及びその順位を選定します。

なお、応募が１者のみの場合も、選定委員会においてネーミングライツパートナーとしてふさわしいかどうか審査し、候補者を決定します。選定審査結果については、すべての応募者に文書で通知します。その後、選定された候補者と契約内容について協議を行います。

なお、協議は、先順位候補者から順次行いますが、合意の可能性がないと町が判断した場合は、当該候補者との協議を打ち切り、次順位の候補者と契約内容について協議を行うものとします。

〔審査基準〕

- ・ 応募企業等の経営の安定性
- ・ 大野町との関わり、地域貢献や支援の実績及び今後の計画
- ・ 愛称の親しみやすさ、呼びやすさ
- ・ 応募金額
- ・ 応募期間

7 契約の締結

選定された候補者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合、ネーミングライツに関する契約を締結します。

なお、愛称変更による町民の混乱を避けるため、当該ネーミングライツパートナーは、次回期間の契約において、優先的に交渉できることとします。その際、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めることがあります。

8 ネーミングライツパートナーの公表

ネーミングライツパートナー選定後、生涯学習課が速やかに当該法人等の名称、施設の愛称、命名権料、契約期間を広報紙及びホームページ等により公表します。

9 契約の解除

ネーミングライツパートナーと契約を締結した後において、応募資格要件を欠くこととなったとき、または社会的信用を損なう行為により、施設のイメージが損なわれるおそれがあるなどネーミングライツパートナーとすることが適当でないと認められるとき、本町は契約の満了を待たず契約を解除できることとします。

その場合において、原状回復に必要な費用はネーミングライツパートナーの負担となります。また、既に納入された命名権料については、返還しません。

10 リスク負担

- (1) 新規に設置した看板等により第三者に損害が生じた場合の負担や、施設に付けた愛称が第三者の商標権その他第三者の知的財産権を侵害した場合の負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。
- (2) その他、定めのないリスクが生じた場合は、町とネーミングライツパートナーが協議し、リスク負担を決定するものとします。

(別紙1)

審 査 方 法

1 応募資格審査

申請書類を受理した全ての者を対象として、募集要項の「応募資格」を満たしているか確認するため、生涯学習課において事前審査を行い、その結果を審査委員会に報告します。

審査委員会は、報告された事前審査の結果に基づき審査し、応募条件に該当しないと判断された者は、失格となります。

2 内容審査

応募資格審査において失格となった場合を除き、審査委員会の委員が次の「審査基準」に基づいて採点を行い、その結果を集計します。

【審査基準】

審査区分	審査項目	配点
応募事業者等	① 経営の安定性（決算状況）	20
	② 法令遵守（企業における法令遵守の取組状況）	10
	③ 社会貢献実績、文化・スポーツ活動支援の実績等	10
愛称	④ 親しみやすさ、分かりやすさ、施設イメージとの整合性	20
応募条件	⑤ 応募金額（金額の妥当性、町の希望価格との比較）	30
	⑥ 期間（5年：A、4年：B、3年：C）	10
合計		100

【評価基準・得点】

ア 審査基準中、①～④、⑥については、下記の「得点の評価基準」により採点します。

（得点の評価基準）

評価基準	評価	得点
当該審査項目の内容について非常に優れている	A	配点×1.0
当該審査項目の内容について優れている	B	配点×0.8
当該審査項目の内容について標準的である	C	配点×0.6
当該審査項目の内容についてやや劣っている	D	配点×0.4
当該審査項目の内容について劣っている	E	配点×0.2

イ 審査基準中、⑤については、次の算式により採点します。

得点＝30点×当該応募金額／最高応募金額（小数点以下第1位を四捨五入）

（算出例）

A者：応募金額200万円（応募者の中の最高金額）

得点30点×200万円／200万円＝30点

B者：応募金額100万円

得点30点×100万円／200万円＝15点

※ただし、最高応募金額が町希望金額（200万円）未満の場合は、上記の算式のうち、最高応募金額を町希望金額として算出します。

3 交渉権者の決定

内容審査の採点結果から、各委員の審査点の総合計の最も多い申請者を候補者として第2位の応募者を次点者として決定します。

この場合において、各委員の審査点の総合計の最も多い申請者が二者以上あったときは、これらの者のうち、審査項目「⑤応募金額」における各委員の審査点の合計の最も多い申請者を候補者として決定することとし、さらに審査項目「⑤応募金額」における各委員の審査点の合計が同点であったときは、これらの者の中から、委員による投票により候補者を決定するものとします。

なお、審査委員による採点の結果、各委員の合計点数が配点合計の6割に満たない場合は、失格とします。